

静岡県立富士宮西高等学校 生徒心得

1 礼儀

- (1)富士宮西高校生としての品位を保つ。
- (2)教員に対してはもちろん、生徒同士もお互いに、しっかりあいさつをする。
- (3)集会や式に参加するときは秩序を保ち静粛にする。

2 服装等

- (1)服装は質素、清潔、端正であること。
- (2)通学または学校・部活動等の行事による外出の際は原則として正装を着用する。
- (3)制服の購入は、本校指定の物を指定店で購入すること。制服を改造してはいけない。中学校時代からの制服または、他から譲り受けた服を着用する場合は本校の基準に合致するものであれば、指定店で手続きをする。
- (4)ベルトは黒色または茶色とする。
- (5)通学用の靴は、黒色革靴または運動靴とする。

(6)正装に関する規定

ア 1・3学期始業式、2・3学期終業式、入学式、卒業式、離任式で着用する。

イ 正装は次のとおりとする。

(ア)A タイプ：本校指定の詰襟学生服、ズボンを着用する。長袖白色の Y シャツまたは開襟シャツ及び靴下は白色を着用する。学生服には左襟に校章、右襟に学年章をつける。

(イ)B タイプ：本校指定のブレザー、ベスト、長袖ブラウス、ネクタイ、スカートまたはスラックスを着用する。靴下は白色を着用する。ブレザーの左襟には、校章と学年章をつける。

(7)略装に関する規定

ア 略装は次のとおりとする。

(ア)A タイプ：正装から詰襟学生服をとる。長袖または半袖の白色の Y シャツ、または開襟シャツを着用する。シャツの左胸に校章をプリントする。靴下は、白色、黒色、紺色のいずれかとする。

(イ)B タイプ：①正装からネクタイをとり、リボンを着用する。靴下は、白色または紺色とする。

②正装からブレザーをとる。ネクタイの代わりにリボンを着用することも可。ベストの左胸には、校章と学年章をつける。靴下は白色、黒色、紺色のいずれかとする。

③本校指定の長袖または半袖のブラウス、スカートまたはスラックス（夏用）を着用する。靴下は白色、黒色、紺色のいずれかとする。シャツの左胸に校章をプリントする。長袖ブラウスの場合は、ネクタイ及びリボンを着用しなくてもよい。

(8)2(6)アの日程以外で制服の統一が必要な際には、前日までに連絡をする。

(9)本校指定の制服であれば、寒暖に合わせて服装を選択し、着用することは自由である。

(10)次のものは禁止する。

ア 標準マークのない学生服

イ ボタンダウン型の開襟シャツ

ウ 極端に襟の長い Y シャツ

エ 薄手または厚手の変形ブラウス

オ 改造された制服（スカートは膝頭の中心を標準とする）

カ ワンポイントではない靴下

(11)その他の服装について

ア 体操服、体育館シューズ、上履きは本校指定の物を使用する。

イ 病気等でやむを得ず防寒具を着用した場合は、許可を受けること。

ウ 異装を必要とするときは、願いを出して、生徒課長の許可を得なくてはならない。

エ 防寒具について

(ア)任意購入の本校指定セーターは防寒用でもあるため、インナーとして着用できる。

(イ)寒い場合はストッキングまたはタイツをはいてよい。ただし、ストッキングはペールオレンジ色とし、靴下は白色を着用する。タイツは黒色で生地が 80 デニール以上のものとし、その際の靴下は黒色とする。

(ウ)コート、手袋およびマフラー等の防寒着は登下校時のみ着用しても良い。ただし、華美でないこと。

3 頭髪等

(1)高校生らしいさっぱりとした髪型とし、みだりに技巧を凝らしたり、加工したりしない。ヘアバンド、リボン、飾り等を使用しないこと。

(2)パーマ、カール、特殊なカット等人工的に手を加えたり、脱色、染色したりしないこと。

(3)不要な身体加工（ピアス・ネイルアート等）は禁止する。

(4)化粧は禁止する。

(5)アクセサリ（装身具、カラーコンタクト等含む）の装着は禁止する。

4 通学と交通安全

(1)生徒は遅刻しないように、始業の 5 分前までに登校すること。

(2)欠席する場合には、必ず事前に届け出ること。

(3)欠課・早退をする場合には、HR 担任の許可を得なくてはならない。

(4)通学の途上では生徒らしい態度を保ち、交通法規、交通道德を守ること。

(5)交通安全・運転免許について

ア 遅刻防止や交通事故防止の立場からも、登校は時間に余裕をもって早目に家を出る。

イ 万一交通事故や違反を起こした場合は、ただちに学校、警察に連絡する。また、相手がいる場合には連絡先を聞き、保護者、警察に連絡をする。

(6)徒歩通学

通学の途上では生徒らしい態度を保ち、交通法規、交通道德を守ること。

(7)電車・バス通学

通学の途上では生徒らしい態度を保ち、交通法規、交通道德を守り、他の乗客に迷惑のかからないよう行動すること。

(8)自転車通学

- ア 願いにより自転車通学を許可する。許可車は、ステッカーをつけること。
- イ 防犯登録は静岡県警察指定の防犯登録をする。
- ウ 「TS マーク付帯保険」に加入できる自転車安全整備店で整備点検を受け、TS マークを自転車に貼付する。
- エ 静岡県自転車条例に則り、自転車損害賠償保険には加入しなければならない。なお、自転車乗車中の対人事故や対物事故で賠償責任が発生した場合、全高 P 連制度により、補償される場合がある。
- オ 交通安全や盗難防止の立場から、自転車には錠(2 個以上)やベル、夜光反射テープを取り付け、使用しないときは必ず施錠する。
- カ 校内では所定の自転車置き場へ整頓しておく。
- キ 自転車の整備点検は常時各自が行う。
 - ・前後のブレーキはよくきくか
 - ・ランプはつくか
 - ・反射鏡はついているか
 - ・錠は 2 個以上ついているか
 - ・ベルはついているか
 - ・自転車保険の有効期限は大丈夫か
- ク 次の事柄については禁止する。
 - ・ステッカーが添付されていない自転車の使用
 - ・整備不良のもの
 - ・24 インチ未満のミニサイクルのもの
 - ・変形ハンドル(ドロップ、イーグル、U 型、V 型)使用のもの
 - ・荷台または籠のないもの
 - ・二人乗り
 - ・並進
 - ・夜間無灯火
 - ・信号無視
 - ・傘さし走行
 - ・ヘッドフォン着用走行
 - ・一時停止無視
 - ・携帯電話、スマートフォンの操作(手持ちを含む)
 - ・危険運転と思われる行為
- ケ 道路交通法規に違反したり、交通マナーが悪い等、注意事項を無視したりした場合は自転車通学許可を取り消すなどの処置をとることがある。

(9)交通上の禁止事項

- ア 原付、自動二輪、普通免許等の運転免許証無断取得
- イ 暴走族との関係や同乗

ウ 無免許運転

(10)雨具について

ア 自転車通学生は、雨合羽を着用する。雨傘を使用してはならない。

イ 自転車通学生以外は、雨天時に限り、紺色または黒色のレインコートを着用してもよい。

5 校内生活

(1)学習

ア 学習は、自主的・積極的であること。

イ 授業中、入退出する時は、HR 担任または授業担当の許可を得なくてはならない。

ウ 登校後、放課後までは教員の許可なくして校外に出てはならない。外出が必要な場合は届け出て、外出許可証をもらい外出する。

(2)試験

ア 試験は公正まじめな態度で受けなくてはならない。

イ 試験の際は、必要品以外はすべて所定の場所に置かなくてはならない。

(3)校舎、校具の使用・保全

ア 校内の整頓美化につとめ、常に、学園らしい清潔さを保持すること。

イ 校舎、校具は大切に取り扱い、破損したときは速やかに申し出ること。

ウ 教員の許可なくして、校内で火気を取り扱ってはならない。

エ 休暇中等に学校の施設・設備を使用する場合は、担当教員の許可を受けなくてはならない。

オ 土曜日・日曜日・祝祭日には教員の指導がある場合を除き、校舎内への出入りをしてはならない。

(4)携帯品

ア 各自の携帯品には学校・HR・氏名を明記すること。

イ 生徒の品位を傷つけるような物品を所持してはならない。

ウ 体育、部活動等の際は、貴重品は身に着ける、または鍵のついたロッカーで管理する。

(5)教科以外の諸活動

生徒会活動、部活動等の教科以外の諸活動に積極的に参加し、真剣な態度で取り組まなければならない。

ア 部活動

(ア)生徒は、いずれかの部活動に登録し、更新または登録変更を必ず行う。

(イ)原則として、年度途中の転部は認めない。兼部については両顧問に了解を得た上で、申請をし、生徒課の許可を得れば認める。

(6)ホームルーム当番

ア 各ホームルームには当番を置く。

(ア)使用教室の窓の開閉、電灯の点灯、消灯、及び黒板の清掃等教室の美化。

(イ)各教科担当の指示を仰ぎ、毎時間の授業準備。

(ウ)諸伝達事項のホームルーム生徒への周知徹底。

(エ)出欠席の把握とホームルーム日誌の記入。

(オ)その他、HR 担任より指示されたこと。

(7)その他

校内生活では、次の点に充分留意すること。

ア 校内において緊急事態が発生したときは、教員の指示に従って退避し、また別に定める規定に従って、緊急対応活動に従事する。

イ 校内での紛失物・拾得物のあった場合は、速やかに教員に届け出ること。

ウ 礼儀を重んじ、明るい人間関係をつくり他者の人権を尊重する。

エ 来賓・先生方に対してはもちろん、生徒同士もあいさつを交わすこと。

オ 学校の施設、設備は大切に取り扱い、用具や器具を使用する時にはあらかじめ係の先生の許可を得ること。

カ 集会、出版、掲示、募金、調査等については、生徒課に願い出て許可を受けること。

キ 定められた時間、場所以外では、飲食をしないこと。

ク 登校に関しては、必要以外の金品を所持しないこと。

ケ 暴力行為は禁止する。

コ 校内ではマンガ、雑誌、ゲーム類の所持は禁止する。

サ 携帯電話（スマートフォン含む）の校内での使用は禁止する。

シ SNS 利用については下記の事項に留意する。

(ア)個人情報（画像等含む）は記載しない。

(イ)他人の誹謗中傷等の記載をしない。

(ウ)著作権や肖像権を侵害しない。

(エ)セキュリティーソフト（フィルタリング等）を導入する。

(オ)宛先不明の情報に注意する。

6 校外生活

(1)外出時の服装等はすべて清楚を旨とし、常に生徒としての品位を保つにふさわしいものでなければならない。

(2)公衆道徳を守り、常に本校の生徒として恥ずかしくない言動をとらねばならない。

(3)外出の際は行き先、帰宅時間を保護者に告げて出かけること。

(4)みだりに外出しないこと。保護者同伴の場合を除いて、夜間外出は 21 時までとする。

(5)外泊、旅行等は保護者の承諾を得る。ただし、友人間の外泊は禁止する。

(6)アルバイトは原則として禁止とする。但し、特別な事由によりアルバイトをする必要があるときは、保護者の同意を得て、HR 担任に許可願を提出し、学校の許可を受けること。

(7)外部団体への加入は願いを提出して許可を得ること。

(8)禁止事項

ア 違法行為

イ 不健全な飲食店・遊技場への出入り

ウ 無断アルバイト

エ 交通違反

オ 無断免許取得

7 生徒手帳

- (1) 生徒手帳及び身分証明書は常に所持しなくてはならない。
- (2) 生徒手帳を紛失した場合は直ちに HR 担任に届け出て再交付を受ける。